



基安安発第 1112001 号
平成 15 年 11 月 12 日

都道府県労働局労働基準部
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

天井クレーンのホイストの落下による労働災害の防止について

先般、ホイスト式クレーンを用いた作業において過荷重によりガーダが別紙の図 1 のように変形したため、ホイストが落下したことによる労働災害が発生した。このホイストは、ダブルレール単車輪型の懸垂式ホイストと呼ばれるもので、車輪によって 2 本のレールに懸垂するものである。

災害は過荷重を原因とするものではあったが、同種構造のホイストクレーンの製造許可、落成検査等の際には、クレーン構造規格第 13 条（剛性の保持）に基づき、ガーダが変形しないよう剛性が保持されていることを確認されたい。

なお、同種構造のクレーンについて調査を行ったところ、別紙の図 2 及び図 3 のようにガーダの変形を防ぐ設置例があったので、審査の際の参考とされたい。

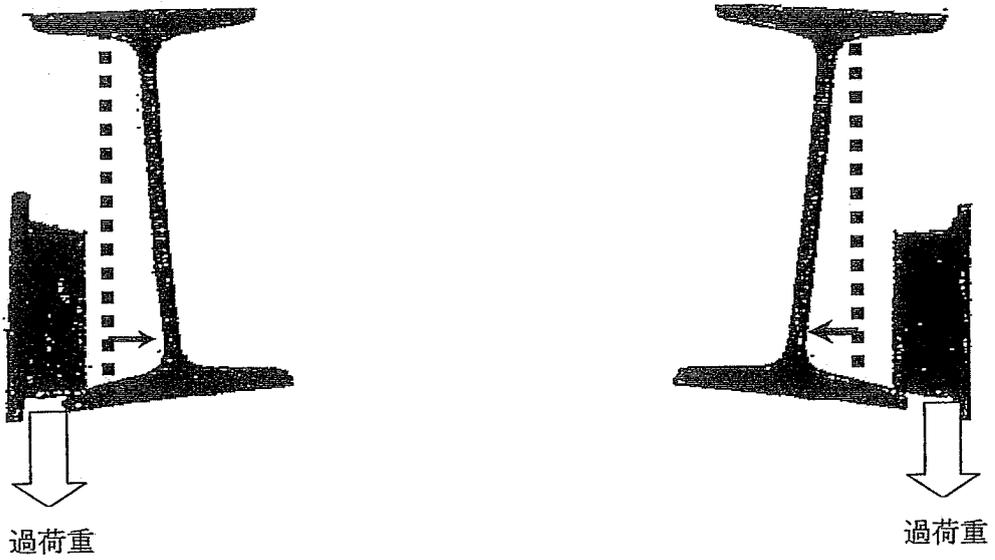


図1 過荷重によりガータが変形した模式図

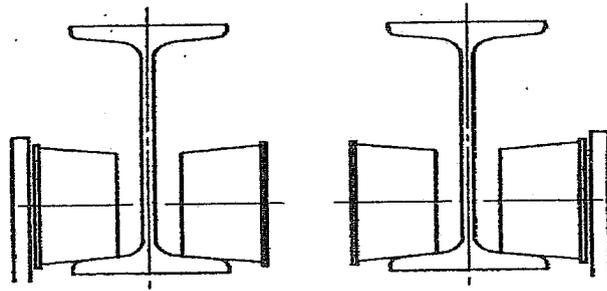


図2 対策例①・各レールの両側に車輪を取付けている

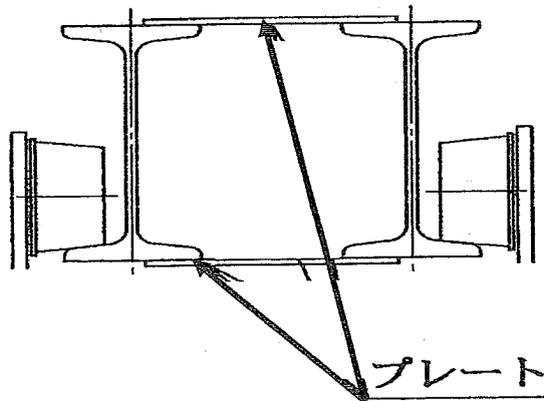


図3 対策例②・両レールの上下にプレートを張ってボックス構造としている